

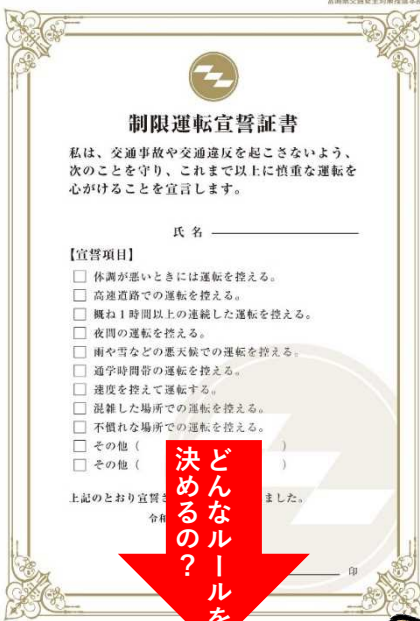


高齢運転者の皆さん

制限運転始めませんか？

「制限運転」とは？

運転者が自身の体調や運動能力を把握し、運転の時間帯や場所などについて、自らあらかじめ一定のルール(制限)を設け、それを守ることによって、交通事故の危険性を低減させる取組のことです。



宣誓項目 (一部抜粋)

- 体調が悪いときは運転を控える
- 1時間以上の連続した運転を控える
- 夜間の運転を控える
- 雨や雪などの悪天候での運転を控える
- 通学時間帯の運転を控える
- 速度を控えて運転をする など

Q. 運転免許証返納とはどう違うの？

A. 制限運転は運転免許証を返納することなく、自分自身で決めたルールを守ることによって、交通事故の危険性を減らし、少しでも長く安全運転を続けようという取組です。

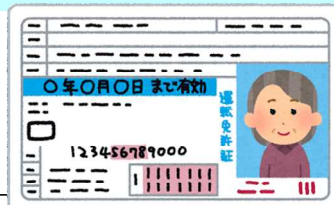
免許証を返納すると仕事や買い物、通院など、生活に様々な支障が出る可能性のある高齢運転者が多い実情を踏まえたものです。

Q. ルール(制限)を破ると罰則があるの？

A. 自分自身のルールです。守れなくても、罰則はありません。

Q. 運転に不安がある場合はどうすればいいの？

A. 安全運転相談窓口#8080(シャープハレバレ)までお電話ください。(通話料は利用者負担となります。)



気になった方はこちら！

今年7月から、県内13警察署と宮崎、都城、延岡の運転免許センターで制限運転宣誓の受付を実施します。また、各市町村でも受け付けています。

7月は飲酒運転根絶強化月間

期間 令和4年7月1日(金)～令和4年7月31日(日)

- 運動の重点
- ◎飲酒運転を許さない環境づくりの推進
 - ◎飲酒運転とその周辺者に対する取締りの強化
 - ◎広報啓発活動の強化



毎月10日は「県民交通安全の日」

地域の交通事故情勢に応じた活動を行う日です。地域や職場、学校、家庭等で交通安全活動に取り組みましょう。